

新たな「北海道地域商業活性化方策」の策定について（案）

令和4年11月15日
経済部地域経済局中小企業課

1 策定の趣旨

平成24年4月施行の「北海道地域商業の活性化に関する条例（以下、「条例」という。）」第9条に基づき、「地域商業の活性化に向けた具体的な取組を示す指針」として、地域のさまざまな関係者による協働のもと、地域商業の活性化に向けた積極的な取組が推進されるよう平成29年度までを取組期間とした「北海道地域商業活性化方策」（H24.8公表）を策定。

平成29年度の回目の点検では、条例において「施行の日から5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等に加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされていることを踏まえ、方策に基づく主たる取組状況や地域商業を取り巻く現状と課題を踏まえて、平成34年度（令和4年度）までを取組期間とする第2期の方策（H30.4公表、以下「現行方策」という。）を策定。

今回の条例の点検に合わせ、現行方策についても同様に検討の上、令和5年度から、次の条例点検を予定する令和9年度までを取組期間とする新たな方策（第3期）を策定する。

2 現行方策に基づく主な取組状況 … 別紙4 P1～P6

道では、条例及び方策に基づき、地域商業の目指す姿である「地域商業、地域経済の活性化」、「道民生活の安定」、「地域コミュニティの活性化」を実現するために、さまざまな施策に取り組んできた。

道の「空き店舗を活用したコミュニティビジネス創出加速事業」（平成28年度～平成30年度）を活用し、特産品を扱うアンテナショップを設置し、観光案内のほか地域情報の発信を行うことで地元住民等の交流を促進することや、イベントスペース、シェアオフィスを整備し、多世代交流を促進することで商店街のにぎわい創出や産業間の連携・協働、コミュニティ機能の強化などが図られた。

また、新型コロナウイルス感染症が拡大した令和2年以降、地域の商工団体等が実施する感染症予防対策や巣ごもり消費に対応した販売促進の取組に対し支援した「中小・小規模事業者感染症予防対策等緊急支援事業」（令和2年度）、「地域商業ウイズコロナ対策支援事業（令和3年度）」や、商店街振興組合が実施する感染症の拡大防止と消費拡大を両立させた販売促進活動等に対し支援した「商店街域内消費喚起事業」（令和2年度）などを活用した取組が行われた。

3 地域商業を取り巻く現状と課題 … 別紙4 P7～P11

本道においては、人口減少や高齢化の進行による影響をはじめ、後継者不足、空き店舗の増加、店舗の老朽化、商圈人口や来街者の減少、売上の減少といった課題を抱えてきたところ。

さらに長期にわたる新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上や来街者の減少により、厳しい状況が続いている。

また、比較的商業集積が維持されている地域においても、商圈人口の減少やインターネット販売の増加等の影響を受け売上が減少し、中心市街地から大型店が撤退する事例も出てきており、中心市街地の空洞化が懸念されるほか、コロナ禍により外出機会が減少し、自宅で過ごす時間が増えたことから、内食などの需要が増えるなどライフスタイルの変化も見られている。

一方、高齢化により自動車の運転が困難になる方が増えるなど、郊外の大型店へ買い物に行くことが難しく、日用品や生鮮品の買い物に支障をきたす「買い物弱者」の問題もあり、小売店が撤退した過疎地だけではなく、都市部においてもさまざまな問題が現れている。

また、地域の商店街は、伝統的なお祭などの行事や様々なイベントの開催など、商業の拠点としてばかりでなく、地域のコミュニティの場としての役割も担ってきたが、経営者の高齢化や商店街組織及びその会員の減少などにより、行事運営に支障をきたすなど、活動の担い手が不足する地域もみられる。

4 新たな方策の体系

現行方策と同様、新しい方策においても、条例で示している地域商業の活性化に向けた三つの「基本理念」の考え方に沿って、地域商業の活性化に関する施策を総合的に推進することとし、条例の三つの目的を「目指す姿」とする。

また、条例の目指す姿に沿って、地域商業の活性化に向けた主な課題や視点や踏まえ、事業者、小売事業施設設置者及び商工関係団体などが、地域の実態に応じて重点的に取り組む「展開方策」

を示し、地域の取組を促進する。

なお、「展開方策」の目指す姿や主な課題などが一目で理解され、地域商業の活性化に取り組む際に、どのような取組がどのような課題解決に資するのか、取組の目的を明確化し、共有することができるよう、新たな方策の体系は、現行のフォーマットを引き継ぎ、1枚のシートにわかりやすく整理する。

「基本理念」

- ①地域商業の実態に応じた自主的な取組の促進
- ②関係者による連携の強化
- ③地域におけるまちづくりへの配慮

「目指す姿」

- ①地域商業、地域経済の活性化
- ②道民生活の安定
- ③地域コミュニティの活性化

5 展開方策の枠組み

地域商業の活性化に向け重点的に取り組んでいく展開方策は、条例が目指す三つの姿の具体的な目的ごとに、次のとおり構成を見直すこととする。

新たな方策	現行方策
<p>1 地域商業、地域経済の活性化 目的：地域資源を活かした地域商業の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○集客・売上の回復・確保 <ul style="list-style-type: none"> ・商店街による衛生用品の配付など安心・安全な商店街づくり ○空き店舗の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・中心部の空きビルを活用し、飲食店ビルを開業、ランチ等にも対応することで街のにぎわいを創出 ○商店街のリノベーション <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の公共空間を活用した商業地区の活性化 	<p>1 地域商業、地域経済の活性化 目的：収益力を高める、来街者を増やす</p> <ul style="list-style-type: none"> ○稼げる商店街づくり <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源の活用と外国人観光客を含めた集客の促進 ○新規創業の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・新規出店等による商業機能の再生 ○商店街のリノベーション <ul style="list-style-type: none"> ・リノベーションによる商業地区の活性化
<p>2 道民生活の安定 目的：消費・購買の場と機会を守る</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の買い物環境の維持確保 <ul style="list-style-type: none"> ・買い物が困難な地域への宅配や移動販売など広域連携を視野に入れた商業機能の維持 ○買い物弱者への対策 <ul style="list-style-type: none"> ・買い物援助等送迎サービスなど高齢者に対する生活支援サービス ○デジタル化への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・クレカ、各種電子マネー・コード決済、ポイントカードシステム等の普及促進 	<p>2 道民生活の安定 目的：消費・購買の場と機会を守る</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の買い物環境を守る <ul style="list-style-type: none"> ・地域で必要な買い物ができる商業機能の確保 ○商店街のユニバーサル化 <ul style="list-style-type: none"> ・誰もが利用しやすい買物環境の整備
<p>3 地域コミュニティの活性化 目的：コミュニティのニーズに応える</p> <ul style="list-style-type: none"> ○暮らしを支えるまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉サービスや子育て支援施設などコンパクトなまちづくりに資する複合型の商店街づくり ○地域を担う人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・学生等が運営するお祭りやインターンシップによる就業体験など多様な世代が集まるイベントを活用した人づくり 	<p>3 地域コミュニティの活性化 目的：活力ある地域社会を実現する</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民が集うまちの拠点づくり <ul style="list-style-type: none"> ・多世代が集まるコミュニティ機能の整備 ○まちを楽しむ人を育てる <ul style="list-style-type: none"> ・地域のまちづくりの担い手の育成・確保